

基本構想提出までの想定スケジュールについて（案）

スケジュール

令和2年10月頃～ 自治体による事業者公募

12月下旬 スーパーシティ公募

令和3年2月頃 公募締め切り
各応募自治体の評価

3月頃 スーパーシティの区域指定

4月頃 各区域の構成員公募
（事業者の確定）

5月頃 区域会議初開催
（この後も随時開催）

基本構想検討

令和4年1月頃 基本構想への住民意向確認

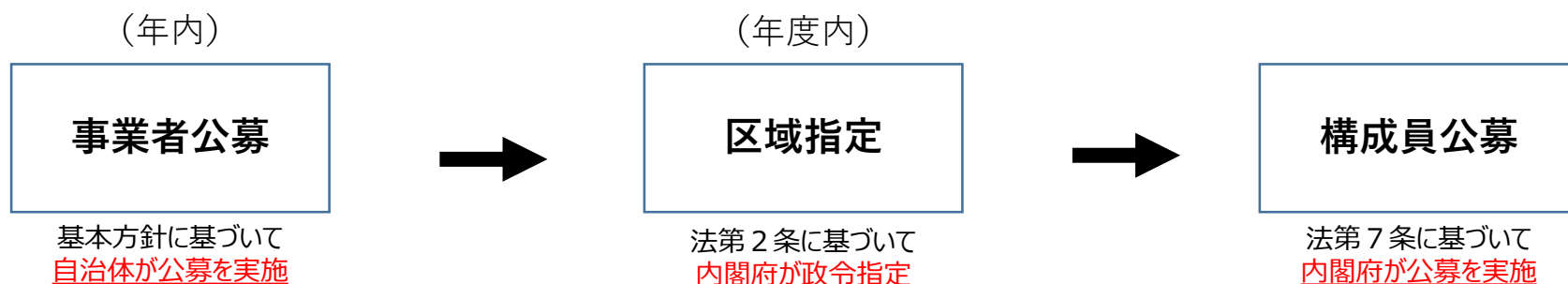
3月頃 基本構想提出

区域指定と事業者公募の時期について（案）

○基本の方針

- ・区域指定に当たっては、事業者のコミットメントを確認すると同時に、自治体が公募により事業者を選定したことを確認する。加えて、区域指定後に区域会議の構成員として事業者を追加する場合は、特区法第7条2項の規定に基づき、内閣府が公募を行う。これら2重の公募手続きにより、公平性・公正性等を十分確保する。
- ・このため、区域指定の時期を年内から年度内（令和3年3月目途）に延期し、年内は、まず自治体が事業者公募を実施する。

○フロー



- ・区域指定の前に区域会議の構成員公募は不可能であり、自治体が事業者を公募
- ・事業者公募の方法については、閣議決定をする基本方針の中で、ガイドラインを提示する。

- ・区域指定に当たっては、自治体が公募した事業者の能力等も併せて評価をする。

- ・法律上、区域指定の後に、区域会議の構成員として事業者を追加する場合は、特区法の規定に基づき、内閣府が公募
- ・その際には自治体が選定していなかった事業者が参画を希望してきた場合の取り扱いについて一定の考慮が必要。

国家戦略特別区域法（区域指定・事業者公募関係）

【区域指定】

○国家戦略特別区域法

（定義等）

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2～5 （略）

○国家戦略特別区域を定める政令

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 宮城県仙台市の区域
- 二 秋田県仙北市の区域
- 三 千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県の区域
- 四 新潟県新潟市の区域
- 五 愛知県の区域
- 六 京都府、大阪府及び兵庫県の区域
- 七 兵庫県養父市の区域
- 八 広島県及び愛媛県今治市の区域
- 九 福岡県北九州市及び福岡市の区域
- 十 沖縄県の区域

【事業者公募】

○国家戦略特別区域法

（国家戦略特別区域会議）

第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

- 一 国家戦略特別区域担当大臣
- 二 関係地方公共団体の長

2 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、公募その他の政令で定める方法により選定した者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。

3～8 （略）

○国家戦略特別区域法施行令

（国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法）

第一条 国家戦略特別区域法第七条第二項の政令で定める方法は、公募とする。ただし、次に掲げる場合においては、内閣府令で定めるところにより、公募をしないで国家戦略特別区域会議の構成員として加える者を選定することができる。

- 一 特定事業を実施すると見込まれる者の数が公募を行う必要がないと認められる程度に少数であるとき。
- 二 いったん公募したにもかかわらず、応募者がいなかったとき。

2 前項本文の規定にかかわらず、法第六条第二項第一号の目標を達成するために必要不可欠な特定事業を実施すると見込まれる者がいる場合には、公募により選定した者のほか、当該見込まれる者を国家戦略特別区域会議の構成員として加えることができる。